

第7章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

本町は、平成元年度より、公共下水道の整備に着手したのをはじめとし、平成10年度には、浄化槽（合併処理浄化槽）の普及促進を図るべく、「合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱」に基づき、設置費用の一部助成を開始し、総合的な生活排水処理対策を行ってきた。令和4年度末には下水道普及率全国平均81.0%（汚水処理人口普及状況 国土交通省HP）のところ、本町では、公共下水道普及率が83.8%を達成した。町内を流れる見出川や雨山川、住吉川の水質は安定しているものの、本町の生活排水適正処理率は、全国平均と比較して、0.8ポイント低く、また、大阪府の平均を8.9ポイント下回っている状況にある。

このため、生活排水適正処理率の向上と良好な水環境を確保するための対策として、公共下水道については、引き続き整備の推進や接続の促進を図るとともに、当分の間、公共下水道の供用が見込めない地域に対しては、浄化槽の設置を促進していく。

これらを念頭に置き、生活排水処理に係る基本方針を以下のとおり定めるものとする。

<生活排水処理施設の整備>

- ① 公共下水道の整備を推進し、汚水処理人口普及率95%（令和4年度91.9%）の達成を早期に目指すとともに、接続の促進を図る。
注：汚水処理人口普及率は、総人口に占める、下水道、浄化槽、コミュニティプラント、農業集落排水施設等の汚水処理施設を利用できる人口の割合。
- ② 当分の間、公共下水道が整備されないと見込まれる地域に対し、浄化槽（合併処理浄化槽）の設置を促進する。
- ③ し尿処理を事務委託した泉佐野市田尻町清掃施設組合第1事業所における、計画的・効率的な維持・修繕等について、協議していく。
- ④ 各生活排水処理施設の経年劣化による機能低下を緩和するため、ライフサイクルコスト低減に向けた配慮や予防保全型施設管理の導入等による計画的・効率的な維持・修繕等に努め、正常な機能が発揮されるよう管理者に対して要求する。

<水の適正利用に関する普及啓発の推進>

生活排水処理施設の全域的整備には、相当な費用と期間を要することから、これと並行して、発生源における対策を促進するため、各家庭における排出負荷の抑制方法やその必要性に関する啓発活動を展開し、広く住民の理解と協力を得ることに努める。

第2節 処理主体

本町における生活排水処理主体を、表 7-2-1 に示す。

表 7-2-1 生活排水処理主体

区 分	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	委託業者	委託 ^{注1)}	委託 ^{注1)}
	許可業者		
浄化槽汚泥	許可業者	委託 ^{注1)}	委託 ^{注1)}
汚水	公共下水道		

注1) R3年度から泉佐野市田尻町清掃施設組合に事務委託

表 7-2-2 収集・運搬委託及び許可業者

業者名	松藤工業(株)		(株)興和	(株)奥野興業
	委託	許可	許可	許可
し尿	○	○		
浄化槽汚泥		○	○	○

第3節 生活排水の処理計画

1. 生活排水処理の目標

(1) 生活排水の処理目標

生活排水処理に係る施策の推進により、生活排水適正処理率を現状の88%から96%に向上させることを目標とする。

表 7-3-1 生活排水処理目標

区 分	現 状 (R4)	目標年次 (R15)
生活排水適正処理率	88.2%	95.8%

(2) 人口の内訳

人口の内訳は、「第 6 章 第 1 節 2. 処理形態別人口の予測結果」より、表 7-3-2 に示すとおりである。

表 7-3-2 人口の内訳

単位：人

区 分	現 状 (R4)	目標年次 (R15)
行政区内人口	42,903	38,483
計画処理区域内人口	42,903	38,483
生活排水適正処理人口	37,819	36,855

(3) 生活排水の処理形態別内訳

目標年度における生活排水の処理形態別内訳は、表 7-3-3 に示すとおりである。

表 7-3-3 生活排水の処理形態別内訳

単位：人

区分	年度	現 状 (R4)	目標年次 (R15)
計画処理区域内人口		42,903	38,483
生活排水適正処理人口		37,819	36,855
市町村設置型コミュニティ・プラント人口		0	0
浄化槽（合併処理浄化槽）人口		3,793	3,430
公共下水道人口		34,026	33,425
農業集落排水施設人口		0	0
生活雑排水未処理人口		5,054	1,628
みなし浄化槽人口 （単独処理浄化槽人口）		1,791	961
くみ取り人口		3,293	667
計画収集人口		3,293	667
自家処理人口		0	0
計画収集区域外人口		0	0

2. 生活排水を処理する区域

本町では、主に市街化区域を対象として公共下水道の整備を推進しており、公共下水道事業計画区域については、令和12年頃までに整備を完了する予定である。一方、公共下水道事業計画区域外については、現事業計画区域の整備が完了した後、引き続き整備推進に努める。

また、公共下水道事業計画区域外においては、浄化槽（合併処理浄化槽）の設置補助制度に係る啓発活動を推進することで、浄化槽（合併処理浄化槽）の設置を促進する他、「公共浄化槽等整備推進事業」についても、引き続き検討する。

3. 施設及び整備計画の概要

前項の内容を踏まえ、施設整備計画を表7-3-4のとおり定める。

表 7-3-4 施設整備計画の概要

区 分	整備対象区域	処理人口 (R15)	整備予定年次
公共下水道	主に市街化区域	33,425人	～令和15年頃
浄化槽(合併処理浄化槽)	公共下水道事業計画区域外の市街化区域の一部及び市街化調整区域	3,430人	—

第4節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1. 排出抑制・資源化計画

(1) 計画目標

本町における排出抑制・再資源化計画は、公共下水道の普及を考慮し、以下の内容为目标とする。

- ① し尿及び浄化槽汚泥への異物混入を抑制する。
- ② 便槽や浄化槽への雨水混入を抑制する。

(2) 異物・雨水混入抑制の方法

排出量の減量化を図るため、広報紙やホームページを通じて、便器や排水口へ

おむつ等の異物を流さないよう、啓発・指導を行っていくとともに、便槽や浄化槽への雨水混入の防止について、維持管理の徹底を要請する。また、多量の油分が浄化槽汚泥に混入した場合、し尿処理施設の処理機能の低下等を招く恐れがあるため、浄化槽（合併処理浄化槽）の設置世帯に対し、廃油固形化等の油分対策の徹底に協力を求める。

2. 収集・運搬計画

(1) 計画目標

し尿の収集は、環境保全や公衆衛生上から必要不可欠なものであり、迅速かつ効率的な収集・運搬体制を確立する必要がある。また、収集作業は住民と清掃行政との接点であり、これを円滑に運営することは、廃棄物行政の基本となる重要な施策である。

浄化槽汚泥についても同様で、浄化槽の性能維持と公共用水域の水質保全上から、より適切な収集・運搬計画を策定し、実施する必要がある。

本計画においては、このような状況に加えて、公共下水道の普及を考慮し、以下の事項を収集・運搬に関する目標とする。

- ① 公共下水道の普及による収集量の減少及び令和3年度からのし尿処理の広域化（事務委託）を踏まえ、効率的な収集体制を確立する。
- ② 大型合併処理浄化槽からの汚泥については、分散的な収集に対して協力を求める。
- ③ 浄化槽の設置世帯に対しては、法令で定められた清掃頻度を遵守するよう、啓発・指導を行う。
- ④ 収集業者に対し、便槽等の洗浄水を過剰に使用しないよう指導する。

(2) 収集区域の範囲

収集区域の範囲は、現行どおり行政区域内全域とする。ただし、公共下水道の供用開始区域については、必要に応じて順次収集区域から除外していくものとする。

(3) 収集・運搬の方法

今後、公共下水道の普及及びし尿処理の広域化（事務委託）に伴う運搬距離の延伸により、収集・運搬効率の低下が想定されるため、公共下水道の供用開始区

域を収集対象から除外する他、収集運搬に支障のない台数を確保していくなど、収集・運搬効率の低下を抑制する。また、大型合併処理浄化槽の汚泥が、集中して排出されることを避けるため、適正かつ分散的な収集について、設置者へ協力を求める。さらに、便槽等の洗浄水を過剰に使用することが、収集量の増加に繋がるため、収集業者に対し、使用量の抑制を指導していく。

また、今後も減少傾向となるし尿処理量及びし尿処理の広域化を踏まえ、収集・運搬については表 7-2-2 に示す現在の委託業者 1 者、許可業者 3 者体制の保持を前提として適正かつ効率的な収集・運搬体制の構築に向け、適宜検証を行う。し尿等の収集・運搬は、し尿処理事業における住民との接点であり、排出されたし尿等を生活環境の保全上支障がないよう中間処理施設まで搬入する手段として位置付けられる。「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」は廃棄物処理法の目的であり、これらを基盤としてはじめて循環型社会が成立する。よって、本町では収集・運搬業務を将来にわたって、継続的かつ安定的に行うため、また、無秩序な競争等によりサービスの遅延、停止がないよう特別な事情がない限り、現行体制を維持することとしている。

(4) 収集・運搬の量

将来における収集・運搬計画量は、表 7-4-1 に示すとおりである。

表 7-4-1 収集・運搬計画量

単位：kL/年

年度	し尿	浄化槽汚泥	計
R5	7,154	5,079	12,233
R6	6,566	4,967	11,533
R7	5,996	4,876	10,872
R8	5,397	4,790	10,187
R9	4,815	4,720	9,535
R10	4,209	4,629	8,838
R11	3,629	4,553	8,182
R12	3,058	4,478	7,536
R13	2,491	4,418	6,909
R14	1,918	4,336	6,254
R15	1,368	4,266	5,634

3. 中間処理計画

(1) 計画目標

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理については、公共下水道の普及及び令和3年度からのし尿処理の広域化（事務委託）を考慮し、以下に示す事項を目標とする。

- ① 令和3年度からの、泉佐野市田尻町清掃施設組合（泉佐野市 6780 番地・第1事業所）へのし尿処理事務の委託化（広域化）を踏まえ、無駄のない効率的な点検・補修及び維持管理により、し尿及び浄化槽汚泥の量及び性状に適した中間処理の構築を目指すよう泉佐野市田尻町清掃施設組合との協議等を進める。

(2) 中間処理の方法

令和3年度からの、泉佐野市田尻町清掃施設組合（泉佐野市 6780 番地・第1事業所）へのし尿処理事務の委託化（広域化）により、し尿処理施設の無駄のない効率的な点検・補修及び維持管理を目指し、処理することを協議する。また、適正な運転を行うため、し尿及び浄化槽汚泥の量及び性状の変化に適切に対応するよう協議するものとする。

(3) 中間処理の量

し尿及び浄化槽汚泥は、収集量の全量を中間処理することから、将来の中間処理計画量は、2. (4)表 7-4-1 に示した収集・運搬計画量と同値となる。

4. 最終処分計画

(1) 計画目標

し尿処理施設から発生する埋立対象物は、し渣や余剰汚泥の焼却によって発生する焼却残渣であり、この最終処分にあたっては、し尿処理事務の委託化（広域化）が行われた泉佐野市田尻町清掃施設組合（泉佐野市 6780 番地・第 1 事業所）で実施する。

- ① し尿及び浄化槽汚泥への異物混入を抑制し、最終処分量の低減を図る。
- ② 余剰汚泥やし渣については、焼却処理により減容化、減量化を図る。

(2) 最終処分の方法

泉佐野市田尻町清掃施設組合（泉佐野市 6780 番地・第 1 事業所）から発生する余剰汚泥やし渣は、焼却処理により減容化及び減量化を図ったうえで、大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分とする。

(3) 最終処分量

最終処分の計画量は、中間処理量に対する焼却残渣量の割合（大原衛生公苑実績平均：0.15%）に基づき、表 7-4-2 に示すとおりとする。

表 7-4-2 最終処分計画量

年度	処理量 (kL/年)	焼却残渣量(最終処分)	
		(t/年)	残渣率
R5	15,033	23	0.15%
R6	14,651	22	0.15%
R7	14,899	22	0.15%
R8	15,108	23	0.15%
R9	14,580	22	0.15%
R10	14,536	22	0.15%
R11	13,777	21	0.15%
R12	13,123	20	0.15%
R13	12,457	19	0.15%
R14	11,891	18	0.15%
R15	11,324	17	0.15%
備考		処理量×残渣率	実績平均

※大原衛生公苑で焼却したとして試算

第5節 その他生活排水対策の推進に関する事項

1. 住民に対する広報・啓発活動

水環境の保全や公衆衛生の向上には、住民による取り組みが不可欠であることから、以下の事項について、広報紙やホームページ等による重点的な啓発活動を行っていく。

- ① 公共下水道への接続について
- ② 法令に基づく浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び定期検査について
- ③ し尿及び浄化槽汚泥への異物混入の防止について
- ④ 台所等の発生源でできる生活雑排水対策について
- ⑤ 公共下水道事業計画区域外のみなし浄化槽（単独処理浄化槽）及びくみ取り便槽設置家庭に対する浄化槽（合併処理浄化槽）への転換促進について

2. 地域に関する諸計画との関係

本計画は、将来の開発計画等を十分に反映し、これらと整合を図りつつ推進していくものとする。

また、公共下水道計画等が大幅に変更された場合は、本計画を適宜見直すものとする。